

帯広市ちょっと暮らしサポート事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、帯広市への移住の検討等を目的として短期滞在する者に対し、滞在するための施設を一定の要件に基づいて提供することができる民間事業者等を「ちょっと暮らしサポーター」として帯広市が登録し、広く周知することにより、定住人口及び交流人口の増加を促進するとともに、帯広の魅力を広め、地域の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「ちょっと暮らし」とは、帯広市への移住の検討等を行う者が、同一施設において連続して3泊以上することをいう。

2 この要綱において「ちょっと暮らしに供する施設」とは、3日以上かつ1日単位、1週間単位又は1か月単位の賃貸又は宿泊が可能で、次のいずれかに該当するものをいう。

(1) マンション、アパート等の生活空間が他人と区切られた施設で、かつ、ベッドルーム、リビング、キッチン、浴室及びトイレを有し、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第8条に規定される名簿に登録されている事業者が取り扱うもの。

(2) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定される営業に供する施設。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定される施設を除く。

3 この要綱において「民間事業者等」とは、帯広市内にちょっと暮らしに供する施設を有する法人をいう。

4 この要綱において「ちょっと暮らしサポーター」とは、民間事業者等のうち、次の各号に定める要件を満たし、帯広市が登録した者をいう。

(1) 市税の滞納がないこと（市長が特に認める場合を除く。）。

(2) ちょっと暮らしに供する施設及び同施設に係る事業が公序良俗に反していないこと。

(役割)

第3条 市長は、ちょっと暮らしサポーターを帯広市のホームページや移住に係るパンフレット等への掲載により、広く周知するものとする。

2 ちょっと暮らしサポーターは、次の各号の役割を担うものとする。

(1) ちょっと暮らしに供する施設を通常料金より安く利用者に提供すること。

(2) 利用者に地域や生活に関するさまざまな情報提供をすること。

(3) 必要に応じて、適宜、利用者の相談に応じるなど利用者のサポートを行うこと。

(4) 施設利用の実績のほか、利用者の移住及びちょっと暮らしに関して、帯広市から問い合わせがあった場合は、協力するものとする。

3 ちょっと暮らしに供する施設を利用する者は、移住やちょっと暮らしの促進に関して、ちょっと暮らしサポーターや帯広市から問い合わせがあった場合は、支障がない範囲で協力するものとする。

(登録期間)

第4条 ちょっと暮らしサポーターの登録期間は、市長が登録した日からこの事業が終了するまでの日とする。

(登録申込みの手続)

第5条 ちょっと暮らしサポーターの登録を受けようとする民間事業者等は、ちょっと暮らしサポーター登録申込書（様式第1号）により、市長に対して申し込みをするものとする。

(登録の決定)

第6条 市長は、前条による申し込みがあった場合は、その内容を審査し、登録の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により、登録することを決定したときは、ちよつと暮らしサポーター登録通知書(様式第2号)により、登録しないことを決定したときは、ちよつと暮らしサポーター登録不承認通知書(様式第3号)により、民間事業者等に通知するものとする。
- 3 市長は、前条の規定によりちよつと暮らしサポーターの登録申込みをした民間事業者等が帯広市暴力団排除条例(平成25年条例第29号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者(以下「暴力団員等」という。)に該当するときは、登録しない旨の決定をするものとする。

(決定までの標準事務処理期間)

第7条 市長は、前条の決定については、申し込み日の翌日から起算して、原則として20日(閉庁日を除く。)以内に行うものとする。

(登録の変更)

第8条 ちよつと暮らしサポーターは、登録内容を変更しようとするときは、速やかに、ちよつと暮らしサポーター登録内容変更届(様式第4号)により、市長に対して変更の届け出をするものとする。

- 2 市長は、前項による届け出を受理し、登録内容を変更することを決定したときはちよつと暮らしサポーター登録内容変更通知書(様式第5号)により、登録内容を変更しないことを決定したときはちよつと暮らしサポーター登録内容変更不承認通知書(様式第6号)により、ちよつと暮らしサポーターに通知するものとする。
- 3 登録内容の変更に係る審査及び決定までの期間については、第6条第1項及び第7条の規定を準用する。

(登録の取り消し)

第9条 ちよつと暮らしサポーターが第2条第2項から第4項の要件を満たさなくなったとき又は第3条第2項の役割を果たせなくなったときは、ちよつと暮らしサポーター登録取り消し届(様式第7号)により、速やかに市長に対して登録取り消しの届け出をするものとする。

- 2 市長は、前項による届け出がない場合は、当該届け出をしないちよつと暮らしサポーターに対し、期限を設けて届け出をするように求め、これに従わない場合は登録を取り消すことができる。
- 3 市長は、前項のほか、暴力団員等に該当することが判明したとき又は多くの利用者から多数の苦情があるなど、ちよつと暮らしサポーターとして適当でないと判断される場合は、登録を取り消すことができる。
- 4 市長は、第1項による届け出があった場合並びに第2項及び第3項により登録の取り消しをした場合は、ちよつと暮らしサポーター登録取り消し通知書(様式第8号)により、ちよつと暮らしサポーターに通知するものとする。

(施設の利用)

第10条 ちよつと暮らしに供する施設を利用しようとする者は、直接、ちよつと暮らしサポーターに申し込むものとする。

- 2 ちよつと暮らしサポーターと利用者間のトラブルについては、双方対等な立場により当事者間において解決するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年3月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

ちょっと暮らしサポーター登録申込書

年 月 日

帯広市長 様

帯広市ちょっと暮らしサポート事業実施要綱により、次のとおり登録を申し込みます。

なお、登録申込みに当たり、申請者が市税を滞納していないこと又は帯広市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団関係事業者ではないことを誓約します。申請者がこれらの者に該当することが判明した場合には、ちょっと暮らしサポーターの登録を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

また、上記の誓約内容を確認するため関係機関に照会を行うことを承諾します。

事業所名称	
代表者職氏名	印

事業所所在地	〒			
担当者連絡先	所 属		電 話	
	氏 名		F A X	
	Eメールアドレス			
業 種 (該当する業種に○をつけてください)	1 旅館業（旅館営業、ホテル営業、簡易宿所営業、下宿営業）		許可年月日	
			許 可 番 号	
	2 宅地建物取引業		登録年月日	
			登 録 番 号	
供給できる物件 (任意書式で別紙としても構いません)	所 在 地			
	部屋のタイプ			室
	通 常 料 金	割引後料金		
	利 用 単 位 (いずれかに○)	1 日 単 位	1 週 間 単 位	1 か 月 単 位

※ 太枠の部分が登録内容になります。

添付書類（外観写真、間取り図）

ちょっと暮らしサポーター登録通知書

第 年 月 日 号

事業所名称

所在地

代表者氏名

様

帯広市長

印

さきに（ 年 月 日付）ちょっと暮らしサポーターの登録申込をしていただきありがとうございます。下記のとおり、貴事業所の登録を決定しましたので通知します。

ちょっと暮らしサポーターとして、交流人口・定住人口の増加に資する取り組みをお願いするとともに、地域の振興に寄与していただけることに対し感謝申し上げます。

登録番号	
登録内容	
登録日	年 月 日
登録の条件	<ol style="list-style-type: none">1 帯広市ちょっと暮らしサポート事業実施要綱第2条第2項から第4項の要件を満たさなくなったとき又は第3条第2項の役割を果たせなくなったときは、様式第7号により登録取り消しの届け出をしてください。2 この登録内容に変更が生じたとき又は事業所の名称や所在地に変更が生じたときは、速やかに市長に対して様式第4号により変更の届け出をしてください。3 登録後に、市税の滞納又は帯広市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団関係事業者に該当することが判明した場合には、登録が取り消されます。4 利用者とのトラブルについては、双方対等な立場により当事者間において解決してください。
その他	

様式第3号（第6条関係）

ちよっと暮らしサポーター登録不承認通知書

第 号
年 月 日

事業所名称

所在地

代表者氏名

様

帯広市長

印

さきに（ 年 月 日付）ちよっと暮らしサポーターの登録申込をしていただきありがとうございます。

申込書の内容を審査させていただいたところ、誠に残念ではありますが、次の理由により登録しないことを決定したので通知します。

登録しない理由

ちょっと暮らしサポーター登録内容変更届

年 月 日

帯広市長 様

事業所名称
所在地
代表者氏名

さきに、 号によりちょっと暮らしサポーターの登録を受けたところ
ですが、今般、次の理由により、 年 月 日をもって登録内容等を変更したく、届
け出ます。

記

1 変更理由

2 変更か所及び内容

変 更 前	変 更 後

添付書類

・
・

ちよっと暮らしサポーター登録内容変更通知書

第 号
年 月 日

事業所名称
所在地
代表者氏名 様

帯広市長 印

年 月 日付で申請があったちよっと暮らしサポーター登録変更届について

は、次のとおり登録内容の変更を決定したので通知します。

登録番号	
登録内容	
登録の条件	<ol style="list-style-type: none">1 帯広市ちよっと暮らしサポート事業実施要綱第2条第2項から第4項の要件を満たさなくなったとき又は第3条第2項の役割を果たせなくなったときは、様式第7号により登録取り消しの届け出をしてください。2 この登録内容に変更が生じたとき又は事業所の名称や所在地に変更が生じたときは、速やかに市長に対して様式第4号により変更の届け出をしてください。3 登録後に、市税の滞納又は帯広市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団関係事業者該当することが判明した場合には、登録が取り消されます。
その他 (登録変更時期等)	

様式第6号（第8条関係）

ちよっと暮らしサポーター登録内容変更不承認通知書

第 号
年 月 日

事業所名称

所在地

代表者氏名

様

帯広市長

印

年 月 日付で提出があったちよっと暮らしサポーター登録変更届
については、次の理由により登録内容を変更しないことを決定したので通知します。

登録内容を変更しない理由

様式第7号（第9条関係）

ちよっと暮らしサポーター登録取り消し届

年 月 日

帯広市長 様

事業所名称

所在地

代表者氏名

さきに、 号によりちよっと暮らしサポーターの登録を受けたところ
ですが、今般、次の理由により、 年 月 日をもって取り消していただきたく届け
出ます。

取り消す理由

様式第8号（第9条関係）

ちょっと暮らしサポーター登録取り消し通知書

第 号
年 月 日

事業所名称

所在地

代表者氏名

様

帯広市長

印

貴事業所については、 号でちょっと暮らしサポーターとして登録したところですが、その後の事情変更により、次の理由で登録を取り消すことを決定したので通知します。

登録取り消しの理由